



議案第七十六号

三朝町簡易水道等使用条例の一部改正について

次のとおり三朝町簡易水道等使用条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十一年六月二十六日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五十年六月廿六日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第

号

議案第

三朝町簡易水道等使用条例の一部を改正する条例

三朝町簡易水道等使用条例（昭和三十二年三朝町条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第三条関係）

施設名	給水区域
神倉簡易水道	神倉部落
東小鹿	東小鹿
吉田	吉田
湯谷	湯谷
牧	牧
曹源寺	曹源寺
穴鴨	穴鴨
加谷	加谷
木地山	木地山
下西谷	下西谷

施設名		給水区域
下谷簡易水道	下谷	下谷部落
下畑	下畑	下畑
中津	中津	中津
田代	田代	田代
助谷	助谷	助谷
久原	久原	久原
高橋	高橋	高橋、東小鹿字井手ノ原、西小鹿字岩本、西尾字岡
笏賀飲料水供給施設	笏賀	笏賀部落
福田	福田	福田
吉尾	吉尾	吉尾
大柿	大柿	大柿
大谷	大谷	大谷
井土	井土	井土
鉛山	鉛山	鉛山
俵原	俵原	俵原
三徳山	三徳山	三徳山
三軒屋	三軒屋	三軒屋
福本	福本	福本

附 則

この条例は、昭和五十一年七月一日から施行する。